# 自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う学校の対処

袋井市教育委員会・袋井市立浅羽南小学校 [Tel23-2004] 令和3年7月1日より実施

# 1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害

		登校前	登校中	在校時	下校手段		
気	特別警報						
象	または						
情	暴風警報		00分【発表中】	学校待機	【解除】 <b>安全を確認した後、下校</b> 状況によっては、保護者に引き渡し、		
報		i i	<b>宅待機</b> 寺【発表中】				
避	高齢者等避難 警戒レベル3	<b>休校</b> 午前 10 時までに【解除】		※警報発令の前に下校させることが	職員の見守りによる下校 下校時刻以降も【発令中】		
難	避難指示		登校	望ましい。	原則 学校待機		
情	警戒レベル4	警戒レベル4					
報	緊急安全確保 警戒レベル 5						
	也の警報	原則 登村	交	原則 活動継続	原則 通常通りの下校		
	雨、大雨 、洪水等	*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。					

#### 【補足】

#### (1) 登校前の対処について

・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

#### (2)下校手段について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行く ことが困難な場合は、速やかに学校に連絡をしてください。
- ・学区内に土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域がある場合には、解除されても、保護者に引き渡しをすること もあります。

#### (3) 給食について

・給食実施か否かの判断は、原則として前々日の午後5時までに、教育委員会より各学校に連絡します。 自宅待機後に登校する場合は、弁当持参となります。

## 2 (竜巻)や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
学校が停電となっ た場合	午前6時30分の時点で 原則 休校	原則 活動中止	安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守 りによる下校

### 【補足】登校前の対処について

- ・停電時においても、学校生活における環境条件が整い、かつ子供の登下校時の安全が確保することができる場合は、開校(始業時刻を遅らせる又は通常どおり)とする場合があります。その場合は学校から家庭に連絡します。
- ・電気及び水道が不通の場合には原則休校とします。この場合は学校ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。

#### 【放課後児童クラブについて】

- ・下校後、暴風警報又は特別警報が発表された場合や登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、 児童は放課後児童クラブに登所し、保護者への引き渡しが完了し次第、放課後児童クラブを閉所します。
- ・登所後、暴風警報又は特別警報が発表された場合は状況に応じて速やかな迎えを依頼し、安全を確認した後保護者への引き渡しを行います。

## 3 地震による災害

# ア 地震発生時

市内	登校前 登校中	在校時	下校手段			
震度4以下を観測	原則 開校	原則 活動継続	原則安全を確認した後、通常通りの下校			
及人,为「こ為」	*被害状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。					
震度5弱以上を観測	原則 休校	原則 活動中止	原則 安全が確認されるまで学校待機 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りに よる下校			

#### 【補足】

## (1)登校前の対処について

- ・前日午後7時から当日午前6時の間に発生した地震に対し、午前6時の時点において上記のように対処します。 前日の下校後から午後7時の間に地震が発生した場合は、必要に応じて通知します。
- ・自宅周辺が地震の影響により、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

## (2)下校手段について

・自宅周辺が地震の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡してください。

## イ 津波警報等発表時

	登校前	登校中	在校時	下校手段
津波注意報	原貝	則 開校	原則 活動継続	原則 通常の下校
<b>一种</b>	*状況	こよっては、	、子供の安全を第-	一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。
津波警報 大津波警報 (特別警報)	( <del>1</del>	<b>大校</b>	活動中止 学校待機	警報が解除され、安全が確認されるまで学校待機。 安全を確認した後、下校させる。 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守り による下校

# 【補足】

# (1) 登校前の対処について

- ・午前6時30分の時点において上記のように対処します。
- ・津波注意報発表時、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

#### (2)下校手段について

・津波注意報発表時、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、 速やかに学校に連絡してください。

## ウ 南海トラフ地震に関連する情報発表時

	登 校 登校中 前	在校時	下校手段	
定例に関する情報	開校	活動継続	通常通りの下校	
臨時に関する情報※1	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校	
臨時に関する情報※2	原則 休校	原則 活動中止 下校準備	保護者に引き渡し、または留め置き	

# 【補足】臨時に関する情報が発表された場合について

- ※1 調査を開始した場合、または調査を継続した場合。
- ※2 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。

## 【放課後児童クラブについて】

- ・地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度 5 弱以上の地震が発生した時、開所しない。
- ・登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。